

## 障害福祉サービス共通評価基準 概評 [各シート共通]

### ○概 評

①非該当とした項目（放課後等デイサービス、児童発達支援については「いいえ」とした項目）の説明、②独自に必要なと思われる評価項目等、③項目評価を通じて気づいた点などを記入してください。
①1「利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である」について、床面積は変えようがないので、事務所スペースを別にする、引越しを検討するなど検討していく。
3「事業所の設備等について、バリアフリー化の配慮が適切になされているか」について、現状、身体障害児の受け入れをしていないので、保留とした。
7「第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている」について、社内の別部署による委員会を発足させて、自己評価表の結果を踏まえて抽出した課題を計画的に改善する体制が整っている。
23「学校を卒業し、放課後等デイサービス事業所から障害福祉サービス事業所等へ移行する場合、それまでの支援内容等の情報を提供する等している」について、今後移行、卒業の対象者が増えるので情報を提供できる体制は整えていく。
24「児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている」について、ケース会議等に参加し情報共有を行うことはあるが、研修を受ける機会が少ない。市の自立支援協議会等、機会を探っていく。
25「放課後児童クラブや児童館との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある」について、コロナ感染防止により現状交流の機会がないが、児童クラブとの交流についてはR5年度は検討している。
36「事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている」については、コロナ拡大が収束してからは地域の方も参加できるようなイベントをR5年度は企画する。
②・自立支援と日常生活充実のための活動・創作活動・地域交流の機会の提供・余暇の提供などが行われているか？
③マニュアルの策定や避難訓練、相談の受付など、実施はしているが、利用者、保護者に周知しきれていない項目が複数あり、情報公開する事の必要性を強く感じた。

## ○サービスの質の向上に向けて取り組む課題

前回までの評価において、サービスの質の向上に向け取り組む課題を設定している場合はその内容と進捗状況を、また、新たに今回の評価によって今後取り組むべき課題がある場合も、その内容を記入してください。			
関連する項目	内容および進捗状況	新規 継続 終了	取り組みの期間 (○年○月から○年○月まで)
利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切	利用人数に合わせ机の出し入れを適宜、やっている。一日の同時利用人数を工夫する。事務所を別にすることを検討する。	継続	令和4年4月から令和5年3月まで
第三者による外部評価	法令遵守や記録については法人でコンプライアンスチームをつくり、事業所間で確認している。法令遵守以外の療育面での現場運営方法については、相談員に見学に来てもらうなど第三者の目を入れていく。	継続	令和4年4月から令和5年3月まで
アセスメントを行い、ニーズや課題を客観的に分析した上で計画を作成	書式を決め、モニタリング⇒サービス担当者会議⇒計画の作成の手順を追って実施している。	終了	令和4年4月から令和4年12月まで
放課後等デイサービス事業所から障害福祉サービス事業所等へ移行する場合の支援内容の情報提供	今後、卒業、移行が発生する場合に実施していく。	継続	令和4年1月から令和5年3月まで
放課後児童クラブや児童館との交流や、障がいのない子どもと活動する機会があるか	コロナが収束していないこともあり、現状まだ交流はできていないが、今後は障がいのない子どもも参加できるイベントを地域交流もかねて実施していく。	継続	令和4年1月から令和5年3月まで
保護者に対してペアレント・トレーニング等の支援	保護者会でペアレント・トレーニングを実施したり、自宅ですることができる療育の動画を作成し紹介した。	終了	令和4年1月から令和5年2月まで
事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	コロナが収束せず、実施していなかったがコロナ拡大が収束してからは地域の方も参加できるようなイベントをR5年度は企画する。	継続	令和5年3月から令和6年2月まで
身体拘束を行う場合について、組織的に決定し、子どもや保護者に了解を得た上で、放課後等デイサービス計画に記載	虐待防止マニュアル(身体拘束についても説明あり)を配布しているが、利用計画書にも個別に記載していく	継続	令和4年4月から令和6年3月まで
事業所の設備等について、バリアフリー化の配慮	身体障害児の受け入れをしていないため最低限の設備配慮は実施する。	新規	令和5年4月から令和6年3月まで
児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	ケース会議等に参加し情報共有を行うことはあるが、研修を受ける機会が少ない。市の自立支援協議会等、機会を探っていく。	新規	令和5年4月から令和6年3月まで
就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所等との間で情報共有と相互理解に努めている	新入所児童に対してほとんど確認できていなかったため2023年2月より実施している。	新規	令和5年2月から令和5年4月まで